

藤沢市家計改善支援事業審査要領

この要領は、「藤沢市家計改善支援事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、藤沢市家計改善支援事業（以下「本事業」という。）の実施事業者を審査選定するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

1 審査選定方法

事業者の審査選定は、公募型プロポーザル方式による総合評価とする。

2 審査方法

審査委員会の委員長及び委員（以下「委員等」という。）が、提案者から提出された提案書、その他提出書類及びプレゼンテーションに基づき、「藤沢市家計改善支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」10事業者選定（表1）審査基準（以下「審査基準」という。）の項目について審査する。

3 採点方法

(1) 各項目の評価は、5段階評価で次の基準により行う。ただし、審査項目4、8については、配点を2倍とする。

非常に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、やや劣る（2点）、劣る（1点）

(2) 委員等が、審査基準の配点に基づき、提案者ごとに採点を行う。なお、審査基準に記載されている審査項目2（1）、審査項目5（1）（2）、審査項目8（1）については事務局審査とし、あらかじめ評価及び採点を行う。

4 選定方法

(1) 委員等の採点結果を、提案者ごとに合計し、最高点を得た提案者を優先交渉権者とし、2番目に高い合計点の者を第2位優先交渉権者として選定する。ただし、同点の場合は、審査基準の「審査項目」の「4実施方法」の合計点が高い者から順に優先交渉権者とする。さらに、「4実施方法」が同点の場合には、選定委員の投票により優先交渉権者を決定する。

(2) 優先交渉権者の決定は、委員全員の採点合計の満点（780点）の6割を超えた場合が条件となる。参加表明者が1者であった場合も同様とする。

(3) 各委員、項目の1つにでも評価点で1点を得た提案がある場合は、選考しないものとする。

(4) 優先交渉権者として選定された後、提出された提案内容等に基づく業

務執行ができないと判断した場合には、選定を取り消すことができるものとする。

(5) 前項が生じた場合、もしくは優先交渉権者から辞退の申し出があった場合には、第2位交渉権者（次点）を繰り上げ、優先交渉権者として選考できるものとする。

5 選定結果の通知及び問い合わせ対応

(1) 選定結果は、提案者全員に対して郵送で通知する。

(2) 選定結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間（土日祝日を除く）に限り、提案者からの問い合わせに対してのみ回答することとし、回答内容は「当該提案者の総合計点」及び「当該提案者の順位」に限るものとする。

(3) 選定結果に対する異議は一切認めない。

以上